

公立大学法人山形県立保健医療大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員及び職員（第8条—第13条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第14条—第17条）
 - 第2節 教育研究審議会（第18条—第21条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第22条・第23条）
- 第5章 資本金等（第24条・第25条）
- 第6章 委任（第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、山形県立保健医療大学（第14条第2項第3号及び第18条第2項第5号を除き、以下「大学」という。）を山形県山形市に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、山形県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を山形県山形市に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員及び職員

（役員）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人を置く。
2 法人に、副理事長を置かないものとする。

(役員職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、第17条各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第14条に規定する経営審議会（次条において「経営審議会」という。）の議を経なければならない。
- 3 理事長は、第21条各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第18条に規定する教育研究審議会（次条において「教育研究審議会」という。）の議を経なければならない。
- 4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山形県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づいて、知事が行う。

- 2 理事長は、大学の学長（以下「学長」という。）となるものとする。
- 3 第1項の申出は、理事長を選考するため法人に設置される機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。
- 4 理事長選考会議は、委員6人で組織し、理事長選考会議の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる者各同数により構成する。
 - (1) 経営審議会を構成する者（理事長及び教育研究審議会を構成する者を除く。）の中から当該経営審議会において選出されたもの
 - (2) 教育研究審議会を構成する者（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出されたもの
- 5 委員は、前項第1号に掲げる者にあつては、そのうち2人以上を第14条第2項第2号（その任命の際現に法人の役員又は職員でない者に限る。）又は同項第3号に掲げるものとし、前項第2号に掲げる者にあつては、そのうち1人以上を第18条第2項第2号（その任命の際現に法人の役員又は職員でない者に限る。）又は同項第5号に掲げるものとする。
- 6 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 8 第4項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第11条 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事の中には、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が2人以上含まれるようにしなければならない。
- 3 監事は、知事が任命する。

(役員任期)

第12条 理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。当該役員のうち理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

(職員任命等)

第13条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第14条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、委員10人以内で組織し、経営審議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者により構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 理事
 - (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの（以下この条において「学外委員」という。）
- 3 学外委員の数は、2人以上とする。
- 4 学外委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の学外委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 学外委員は、再任されることができる。

(招集)

第15条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、委員（理事長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して開催の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第16条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 4 経営審議会の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第17条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（法第78条第3項の規定により知事に対し述べる意見をいう。第21条第1号において同じ。）に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画（法第26条第1項の規定により法人が作成する計画をいう。第21条第2号において同じ。）及び年度計画（法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。第21条第2号において同じ。）に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項（前号に掲げる事項を除く。）のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (6) 大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (7) 職員の人事及び評価に関する事項（教員については、定数その他の法人の経営に関する部分に限る。）
- (8) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

（設置及び構成）

第18条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、委員12人以内で組織し、教育研究審議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者により構成する。
- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事
 - (3) 副学長を置くときは、副学長
 - (4) 学部、学科、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が定めるもの
 - (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が任命するもの（以下この条において「学外委員」という。）
- 3 学外委員の数は、2人以上とする。
- 4 学外委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の学外委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 学外委員は、再任されることができる。

(招集)

第19条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、委員（学長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して開催の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第20条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第21条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項（第17条第1号に掲げる事項を除く。）

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項（第17条第2号に掲げる事項を除く。）

(3) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項（前号及び第17条第3号に掲げる事項を除く。）

(4) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(5) 教員の人事及び評価に関する事項（定数その他の法人の経営に関する部分を除く。）

(6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(10) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第22条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学を設置し、これを運営すること。

(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

(4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供するこ

と。

(5) 大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会に貢献すること。

(6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第23条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第24条 法人の資本金は、別表第1及び別表第2に掲げる資産を山形県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日現在における時価を基準として山形県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第25条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を山形県に帰属させる。

第6章 委任

(委任)

第26条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の理事長の任命等に関する特例)

2 第10条第1項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任命は、法人の申出に基づくことを要しないものとし、知事が行う。

3 第12条第1項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任期は、1年とする。

別表第 1 (第24条関係)

資産の種別	所在地番	地目	面積 (平方メートル)
土地	山形市上柳260番1	学校用地	55,782.00
土地	山形市落合町字千歳55番1	宅地	3,413.08
土地	山形市落合町字千歳55番2	宅地	91.91

別表第 2 (第24条関係)

資産の種別	施設名称	所在	構造	延床面積 (平方メートル)
建物	校舎	山形市上柳260番地1	鉄骨・鉄筋コンクリート造5階建	13,926.44
建物	体育館	山形市上柳260番地1	鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建	1,151.02
建物	物置・便所	山形市上柳260番地1	木造平家建	28.50
建物	物置	山形市上柳260番地1	木造平家建	22.50
建物	車庫	山形市上柳260番地1	鉄骨造平家建	48.08